



官刻
孝義錄

卷卅八

肥後上

1596
48



門口 9
1596
卷 48



孝義録卷之四十八

肥後國上

奇特者

此代官支配所
天草郡佐領村大崎

孝行者

戸田因幡守佐領所
天草郡佐領村

奇特者

同佐領所
天草郡町山口村

孝行者

同佐領所
天草郡宮野内村

奇特者

同佐領所
天草郡佐領村大崎

奇特者

細川越中守領分
阿蘇郡鹿尾河川村

孝義録卷之四十八

百姓

小山清之丞

早七歲

安永七年
濟慶

百姓助

云

早七歲

寶曆十一年
濟慶

百姓

林次郎

早七歲

寬政元年
濟慶

百姓

植七

早七歲

寬政元年
濟慶

百姓

小山清之丞

早七歲

寬政六年
濟慶

百姓

又四郎

六十一歲

寬永十一年
濟慶

奇特者

同領

○孝行者

同領
山麻那湯町

○孝行者

同領
宇土那松山那大見村

孝行者

同領
八代那中那岩川村

○孝行者

同領
益城那中那系系村

○孝行者

同領

○孝行者

同領

○孝行者

同領

又那那孫云

傳云

寛文六年
獲英

孫次郎

寛文六年
獲英

田那

貞享二年
獲英

次右衛門

貞享二年
獲英

傳之

貞享二年
獲英

半云

同時
獲英

熱云

同時
獲英

与云

同時
獲英

○孝行者

同領
若北那津奈那那中村

○孝行者

同領
阿蘇那坂那那地村

○孝行者

同領
阿蘇那高那江白河村

○孝行者

同領
慈平城下板倉町

○忠義者

同領
王在那坂下那以那村

○奇特者

同領
家来

○奇特者

同領
宇土那松山那那村

○忠義者

同領
阿蘇那久那波中村

百姓子那孫

千代

十八歲
貞享二年
獲英

百姓子那孫

志不

三十二歲
貞享二年
獲英

百姓子那孫

妙花

五十八歲
貞享二年
獲英

百姓子那孫

才人

二十九歲
貞享二年
獲英

百姓子那孫

孫次郎

貞享二年
獲英

百姓子那孫

久助

貞享二年
獲英

百姓子那孫

花丸

貞享二年
獲英

百姓子那孫

種之郎

元禄三年
獲英

○孝行者

同領 慈本城下新馬借町

○孝行者

同領 至名那荒尾那大崎町

○孝行者

同領 慈本城下埴原町小路

○孝行者

同領 同所

○孝行者

同領 家来

○孝行者

同領 家来

○孝行者

同領 益城那夫那江白小野村

○孝行者

同領 山麻那中村柳多之村

百姓徳善娘

大 門

正位三年 慶長

彌所久吉侍将

市

享保三年 慶長

町人備左任

源四郎

享保六年 慶長

源平兼家

名不知

同時 慶長

善福者

年 助

享保七年 慶長

足輕

松本 少左衛門

享保七年 慶長

百姓

久 八

享保七年 慶長

百姓

大藏左衛門

享保八年 慶長

○孝行者

同領 慈本城下新大町

○孝行者

同領 同所

○孝行者

同領 菊池那小河原

○孝行者

同領 至名那小田郷横崎村

○孝行者

同領 山麻那中村郷左村

○孝行者

同領 飽田那横手郷横手村

○孝行者

同領 慈本城下本坪井新町

○孝行者

同領 家来

町人

助 七

享保九年 慶長

助七妻

心 光

同時 慶長

浪人左衛門将

源右衛門

享保十年 慶長

百姓孫七娘

法 也

享保二十年 慶長

百姓

助 太

元文元年 慶長

百姓

字 平

元文二年 慶長

町人

三之丞

元文三年 慶長

足輕

石崎儀右衛門

元文四年 慶長

歳不知

孝行者

同領 益城郡河江郷東海東村

孝行者

同領 益城郡河江限座町

孝行者

同領 飽田郡横手郷横手村

孝行者

同領 益城郡木倉郷南田代村

孝行者

同領 山本郡小畑村

孝行者

同領 阿蘇郡小國郷西郷村

孝行者

同領 飽田郡吉橋町

孝行者

同領 家来

百姓加茂島娘

三

醫者

松崎見壽

延享九年

百姓

若くは

延享三年

便人

蒲池源次右衛門

延享四年

年寄

村井安右衛門

延享九年

長柄者

若くは

延享二年

孝行者

同領 益城郡下本坪井町

孝行者

同領 阿蘇郡小國郷馬場村

孝行者

同領 益城郡河江郷沈目村

忠義者

同領 阿蘇郡山麻村

忠義者

同領 玉名郡岡町

忠義者

同領 熊本城下唐人町

孝行者

同領 阿蘇郡内牧口宮本村

孝行者

同領 家来

町人太

多七

宝曆九年

百姓

檀之郎

宝曆三年

便人

松本又左衛門

宝曆三年

百姓孫五郎下男

九

宝曆三年

醫者安斎如平男

戸八

宝曆三年

町人茶屋住下女

王

宝曆三年

百姓

次

宝曆四年

下使

吉

宝曆五年

孝行者

同領 熊本城下新町二丁目

孝行者

同領 熊本城下坪井町

孝行者

同領 熊本城下船場町

孝行者

同領 山鹿郡中村

孝行者

同領 同所

孝行者

同領 山鹿郡新町

孝行者

同領 阿蘇郡自牧町

孝行者

同領 家来

町

熱次郎

四十三歳 宝曆五年

町

市

五十歳 宝曆五年

町

平

二十九歳 宝曆五年

百姓

新右衛門

二十二歳 宝曆五年

新右衛門

人

二十六歳 同時

町

政右衛門

十九歳 宝曆五年

町

曾

五十一歳 宝曆五年

長柄者小

花田儀

六十三歳 宝曆五年

孝行者

同領 熊本城下新町二丁目

忠義者

同領 熊本城下新町二丁目

忠義者

同領 熊本城下新町二丁目

孝行者

同領 八代郡三田錦栞柳村

孝行者

同領 同所

孝行者

同領 八代郡野津江野津村

兄弟睦者

同領 熊本城下西古町

兄弟睦者

同領 同所

町

若太郎

十五歳 宝曆五年

町人

半

七十歳 宝曆五年

町人

七

七十五歳 宝曆五年

百姓

傳右衛門

五十歳 宝曆六年

町人

為右衛門

四十七歳 同時

百姓

善次郎

五十二歳 宝曆六年

町人

七左衛門

六十八歳 宝曆六年

七左衛門

孫右衛門

六十二歳 同時

兄弟睦者

同領

○孝行者

同領
合志郡行迴郷弘生村

孝行者

同領
益城郡木倉江南田代村

○農業出精

同領
阿蘇郡野尻郷河系村

農業出精

同領
益城郡迴江郷塚系村

孝行者

同領
山形郡中村郷久系村

奇特者

同領
菊池郡河系郷本尾村

○孝行者

同領

同

九玄清

同時

甚

寶曆六年

七

寶曆七年

新

寶曆七年

津

寶曆七年

檀

寶曆七年

淨

寶曆八年

差

同時

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

五十二歲

五十二歲

二十歲

五十七歲

四十歲

四十六歲

九十二歲

二十九歲

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

岩

寶曆九年

心

寶曆九年

也

寶曆九年

任

寶曆九年

者

寶曆九年

心

寶曆九年

半

寶曆九年

海

寶曆九年

○奇特者

同領
熊本城下新町二丁目

忠義者

同領
熊本城下新町松雲院境内

負名者

同領
阿蘇郡久任心波野村

奇特者

同領
益城郡甲佐津志田村

孝行者

同領
阿蘇郡小國郷園田村

孝行者

同領
五原郡小田郷南有村

○孝行者

同領
五原郡鹿尾郷官溝村

孝行者

同領
八代郡高田郷萩系村

○孝行者

同領 阿蘇郡小國郷西里村

○奇特者

同領 熊本城下新町二丁目

○奇特者

同領 山麻於湯町

○孝行者

同領 菊池於津川口山崎村

○孝行者

同領

○孝行者

同領

○貞良者

同領 龍田於五町郷山室村

○孝行者

同領 阿蘇郡同收郷後大系村

醫者

義仙

同領 二奉

奉書繪物卷海濱

源太郎

同領 二奉

全人

同領 八奉

基石

同領 二奉

心女

同領

心人

同領

寸八

同領 二奉

理平

同領 三奉

○孝行者

同領 阿蘇郡小國郷下城村

○孝行者

同領

○孝行者

同領 家来

○孝行者

同領 益城於松崎郷善町村

○孝行者

同領

○孝行者

同領 飽田郡川尻之後町

○忠義者

同領 阿蘇郡小國郷下城村

○奇特者

同領 阿蘇郡小國郷杉平村

百姓

信次郎

同領 三奉

いち

同領

い

同領 三奉

儀助

同領 四奉

吉三郎

同領

市郎

同領 四奉

津也

同領 四奉

作

同領 六奉

七

孝義錄卷四十八

孝行者 同領 家来

孝行者 同領 飽田村言橋町

孝行者 同領 同所

孝行者 同領 同所

孝行者 同領 玉谷村荒尾郷大橋町

孝行者 同領 益城村小川町

孝行者 同領 玉谷村小田郷吉野村

孝行者 同領 熊平城下蔚山町

自檢

馬淵惣吉 五十歳 安永六年 慶長

里く 十二歳 安永八年 慶長

りぬ 十歳 同時 慶長

里の 八歳 同時 慶長

安永 五十七歳 安永八年 慶長

善子 三十二歳 安永九年 慶長

空山 十五歳 天明四年 慶長

奇特者 同領 元家来

孝行者 同領 元家来

孝行者 同領 同領家来長岡助左衛門給合志郡大津川赤津村

奇特者 同領 相色寺改当領分 球麻郡二日町

奇特者 同領 球麻郡本山村

孝行者 同領 球麻郡築瀬村

孝行者 同領 球麻郡多良木村

足輕中村安次

佐伯道明 天明五年 慶長

赤瀬傳吉 十八歳 安永二年 慶長

尾方孫 三十歳 宝曆十二年 慶長

矢立松左衛門 五十一歳 宝曆十二年 慶長

善七 四十一歳 安永七年 慶長

緒方平九郎 五十九歳 安永七年 慶長

安永 四十七歳 安永七年 慶長

孝行者 同領

奇特者 同領 球麻那宮系村

奇特者 同領 球麻那初津村

孝行者 同領 家来

孝行者 同領 同領

孝行者 同領 球麻那本上村

奇特者 同領 球麻那湯茶村

孝行者 同領 球麻那西裏村

友去清身

市之助 安永七年 早七歲

八之丞 安永八年 六十一歲

甚之助 安永八年 七十三歲

小左衛門 安永八年 三十七歲

覺右衛門 同時

乙之助 安永八年 三十五歲

小左衛門 天明元年 早九歲

七 天明元年 早九歲

足輕

西清左衛門 天明元年 早一歲

西吉平 同時

吉平妻 同時

演壽傳左衛門 天明元年 早二歲

半六 天明元年 五十三歲

吉右衛門 天明元年 三十三歲

勤三郎 天明二年 六十八歲

上田喜助 天明二年 五十七歲

百姓

足輕

奇特者 同領 家来

農業出精 同領 球麻那同村

孝行者 同領 球麻那湯茶村

孝行者 同領 球麻那津波村

孝行者 同領 家来

孝行者 同領 同領

孝行者 同領 同領

孝行者 同領 家来

孝行者

同領 球麻那同村

百姓天右第妻

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那同村

百姓天右第妻

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 同所

同二男

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那二日町

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那二日町

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那新町

町人

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 家来

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那波利村

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那波利村

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那波利村

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那波利村

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那波利村

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那波利村

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 球麻那波利村

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 家来

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者

同領 家来

百姓

三十一歲

天明二年

孝行者 同領 家末

孝行者 同領 同前

奇特者 同領 疎麻那川邊村

奇特者 同領 疎麻那川邊村

奇特者 同領 疎麻那川邊村

孝行者 同領 疎麻那觀木谷村

奇特者 同領 疎麻那護摩瀨村

孝行者 同領 疎麻那新町

星

星原 天明五年

唐六妻

世 同時

全 天明六年

若 天明六年

六市 天明六年

太七 天明六年

平 天明七年

儀 天明七年

孝行者 同領 疎麻那五木谷村

孝行者 同領 疎麻那護摩瀨村

孝行者 同領 疎麻那四代村

孝行者 同領 家末

孝行者 同領 同前

孝行者 同領 疎麻那二日町

孝行者 同領 疎麻那分江村

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

物助 天明七年

樟助 天明七年

茂助 天明七年

平川 天明七年

内 天明七年

貞 天明七年

十右 天明八年

源七 天明八年

又其おれ家より来免け遊と後母んと私志を
 けりて母の心を成すべくして其をうやむらふを死者の
 あはれまゝと申す乃とくあ事あまの孫次郎も別して
 定りしうらぶた御音あれとこいへるも携へゆりぬ
 人くこれをきりて後は母とていへる料をきりて
 とくにあまの母の夢に温泉に浴とるも
 母とて又の佛寺小梅うらんこいと年八十より母りて
 歩行もゆるり孫次郎日といひあまをたむけ
 ぬらりて母もつこいりて汝もまるとり若くもあま
 孫次郎ははるるの心ありやうんとつこまづりて

うらと健ふしあ力と人にまゝと申す且るゆへ事をお
 とぬせとてお母とていふゆへに御書もあまの
 常小貴人の出立もをうらに馬車もめられぬ
 ともいふ家貧くして二は乃めの小走し幸に一人
 乃男子はむらむらつとつたる馬もを御書とて
 とく背中さしむもあていひける乃を遊とて母此
 心のよとてあつとてあ或とてあ或を止りて足をも首
 うらりてあつとて馬にのせらるる母とてあまの
 樂ありたふしてあもあ始と悟ら申してあまの終
 日に感して其志をいふれまづりてあまの湯

傳へて次々たるは勝次ハ此も勝次は又も勝次とつて自家
 との小同所目つて是を名をまらして父をたは
 いらせむ母はあり母はく佛法を信して子あり
 寺はありてんを父也をまてしゆむじりあふこれ
 宅地の中母堂をけりて佛を安置して我れ
 子と娘とわらふく物夕日あひゆきしゆてを
 ちの孝に母の言をまて定りて日人のうらやまを
 く小恙ひて母の心は安んじりてあをく各
 家もく調き物此初穂をもちゆきてすく先娘
 りの品は必りて見せるとにむす母の言をま

ゆれてつけゆきと又必はくゆきと母乃心未れ子
 のたまゆきとにあらんるを思入ハ見せるとはおと
 りとわきとく此地を買との地より出るとは買物と
 二人の方より出るとは地は又も傷よりあ人耕さ
 て母乃言ひの科こそうな傳へては妻乃親をまひ
 してあれも又もよは母のこくにあをく見せるとに
 母乃出るとは必りてあふとまひを教をりてあ
 とくは是をまらぬの言にきりてあをく人んも
 ちあうとくもくは事れあふ人母乃言ひあ
 ては母乃に迷途ありてあはあうてあはあをく

心をくわへて世にあらん人別を成せしむるも夫婦二人
 同家の志ありて異ならず其の貧も人小先とて
 納め兄弟此うち名作してをく向くものありて互にを
 助けし債ひ納む貞享二年頃主より徳兵衛といふ
 兄弟の老小年とてに急ごうせう、宝永二年の夏
 母九十にしてうせめくはと私弟はくへてんとふ
 に母ありて入しうていつく次孝行を賞してとて
 くのよれと何人の命あらんかといふもよと世
 といふてけり

孝行者ちよ

ちよ、八、芦北郡津奈木此郷中村の百姓者十郎の孫
 ちよ、若十郎、娘、半次郎、右衛門、といふ婿とてしげちよを
 う、父、ちよ、八、六、七、歳、の、時、う、父、治、郎、の、病、よ、り
 して、農、事、れ、つ、と、先、も、ち、よ、り、か、く、り、と、私、里、に、入、り、二
 三、の、年、あ、り、へ、ち、よ、ち、よ、う、母、と、う、を、ぬ、祖、父、の、若、十、郎、八、十
 六、歳、小、ち、よ、ち、よ、と、九、歳、ち、よ、と、う、祖、父、此、如、く、ち、よ、の、時
 ち、農、具、は、持、ち、あ、り、て、う、い、初、と、て、意、に、入、り、て、祖、母
 を、た、よ、け、日、常、は、ち、よ、れ、と、又、如、く、ゆ、た、く、祖、父、を、や、も
 ろ、ひ、ぬ、り、と、や、く、人、と、ち、よ、に、あ、り、て、孝、心、い、く
 あ、り、と、時、う、田、を、耕、し、畑、を、う、ち、茶、を、つ、と、暮、ら

拾ひいふつとさあ葛藤の根をわろ又右人に座とて
 せく賃銭をうも重敷とたういあかするなれを
 顔もあけけ敷きと座つとつは祖父あつてぬら
 されうてさゆともいふ入てそのをけとせんを
 つまはゆともく天幕よさ日なともあひわくう老たる
 のをささるひてちか入つてはままといふ事とて
 心もむく事たう祖父の事をけより馬をぬきて
 何をささるうさあけも死せしう祖父のたけさ
 大方うらひ心乃樂海さうとみえつうあもく馬を
 わらぬく祖父にえとせまわくあれとてお價な

あせとそれうう草うとてと継ごさにかをさすい
 ううこれ銭をさくしんあつと月日をさす種あ
 終に馬一疋と買ゆて祖父日あへみつう馬茶と
 刈高畑をいへ祖父あのみあうすううこいこて
 かとお里にゆりし父次郎右衛門も久しに病の身わ
 かりて朝夕杖煙を絶くううとてとれともち
 ようかあくとおさひをわくるふく或人その事若
 りさぬとて人につへその身代をいさ春さく
 かくさうらあやゆくふまうとつひく祖父あ母れよ
 とも頼とておまたのむえれさうとあをれハ我身出

て人につく人かこつ力此及ぬをわらはくありん
 とせといふ於一とを芦北郡なるつひに領主の務
 とおつさく業をわき入つたちよもを業とりけ
 して祖父母日此をせめてこゝ其の實葛の根をこい
 ありわが於事とも能主に雪をそく貞享二年六月
 手にに業をこてくをあつて年十八なりを
 里北長つてわつひをいふを礼村の森之次といふの
 を婿とりてちよいひのせ田畑をもあつてあれた
 心をよく祖父母を慕ひ祖父母老衰へて歩むる
 るとねえちよハ背おひて背もをぬりてををり

祖父は元禄十二年に八十九歳よく死せりとらん

孝行者妙女

妙女と申蘆郡南々高森の御白河村に在屋七を為
 娘より久き侍屋系を侍といふ二人此女あり母は妙女十
 二乃時より父と四十とありて病にうせ村に役
 とつて先うぬく髪をそり名は教閑とわらため家
 の事ともおきせんされ日々に食くわうゆれしと妙
 女むすれつとわらして孝小父此例よりてせり
 妙女をうめていひ人ともせよ及ひて家の事
 心を月おつとせとわらして子へ妻へたる家と起

物と日とに洗ひこゝ先母の如くゆくとつて
 夜中こゝへも背むらひ出たりせりこゝも
 ありて人のためは烟草の葉を乃人又白人は
 洗ひ或は織物するをたり其賃錢とゆく父母を
 去りて此のまゝに母とあたりこゝへこゝへ
 く是をこゝ懐中に入れりあつて夜中も
 衣を縫いぬる時り余もあつてこゝへ
 て母乃とに如く己をこゝへ入れり
 痛十夜くあつて夜中も入れり
 引もあつて福く町乃らちの番小屋よ

事とつと先こゝへ入れり火桶に火を
 つけを又は粥を煮茶をいれりあつて
 申も二こゝへつと入れり父は酒を嗜
 習り中へ入れりあつて一日をす
 に父も又痛くあつて今日の日
 事なりと入れてまんとせんこゝへ
 かりにつつて愛をふりて
 寝たりあつてあつてあつて
 後尼とあつて名氏貞正とあつたり
 母乃とあつたり

忠義者孫次郎

孫次郎ハ玉名郡故也其父川崎村の民なりといふは
 頼主乃家士立石氏の家なる故渡邊氏小つて人といふ
 立石氏故ありて縁にともすと大坂に縁をともれは渡
 邊氏と山麻といふ所はかくれ醫業を以てせむとて
 是よりとれよと孫次郎ハとう里乃新右衛門といふ者に
 是よりおろし物を借りて渡邊氏とたとひけり又新
 右衛門はの首をうけく苦しくおと孫次郎のみも小
 志の心を以て立石氏につて七年の月代を以て大
 志成すといふ事新助の海に首をうけとてこれ八郎

と稱しつたのを人につて人をしてその責成をせりハ孫次
 郎海に立石氏は信じて身を代を以て借するといふ
 乃とてとてあはして新助がすれをひりやとてあはし
 うは孫次郎は妻ともむいふといふは志を以て人から
 新助が子に八郎と稱すといふ事とてあはとて先とてい
 新助死して後八郎を孫次郎とすれといふ事やとて先
 りにせし人といふ事とていふ事とて孫次郎とていふ事
 せし孫次郎とていふ事とていふ事とて耕作の事とてい
 けり或は馬草をうけとていふ事とて又は市に物とてい
 又是人に借りていふ事とていふ事とていふ事とてい

解せんことを於日村乃らちの老婦とてくじら事推
 子れ母は志くすむらうしを行ひを志ありて領主
 に告んとす事ともやれうつはれ志はあつて旅と志
 て志をけりしを終に領主にめせしめて貞享二年
 松左衛門の身を終るまゝあはれり西の田の貢をゆふ
 し又民にういあへん馬乃代ともとせむとてん

孝行者たけ

たけと慈孝北城下新町乃馬借町とてり於徳兵衛
 う娘たうり千四六歳の時うり父病うりゆしておと居も心
 に生れを治家りてうりと食くともわが乃燈もまゝあ

かくく日ちうりふを死里にゆき人のつらむとてあはれ
 を志ひ父酒をぬきうりなましと中めを求てん
 じとれと母もあつたけと日ちあやもあつてうり髪をまら
 て尾とちうりしうその髪まきくうけりあはれとある世人の
 かりりてをうりてをとひるに十七にあはる女れ父を志ぬ
 をり死うり入つてうり切あらせりまうとてうりは人うり涙
 おとせりとうり法由は領主にりせしめえく正徳二年
 三月に父枝おとせり茶とてをいひ乃ちうりふ志を志
 たり

孝行者者市

後市は玉名郡荒尾乃々大橋町の漁師之を誘うふり
 家賣しけしとよく父母いつくしむるもさしひま
 たうありけり父は酒を嗜むれど日あて小舟の由
 めとあす光るにも好むといふと色のしるもさう或は飲と
 いふともこと事さう後市二十歳の法妻をさしひし
 と法妻もゆり下り舅姑のつ入里父母志らく佛寺
 に詣んるをさしひしといふもまき足りのあれは後市ま
 の父をおひて寺よりゆきとくゆり又母はあつゆけり
 ゆりゆり又ゆりゆり日々に漁獲は出ふといふも
 多く得りて父母の心をなとさうさうゆりあつてさ

父母の例をさしゆりあつて後市母は出んとさしひし
 うらさるれくのりさるれと父も末後をさしひしゆり
 弟履をさしひしゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 是より草履をさしひしゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 いりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 さうゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 天の骨あつんとさしひしゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 拙りゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 ともゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 ぶりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

母代をらむをさしつゝめ次冬は替夫としてあつて出
 妻とあつてさう涼うさむ農事の時さうきつた
 親つれ尾を産むて母をさうをさう者左馬の父乃墓
 石左の側小あつて牛馬のをさしめあつてさうと
 うさ入其二十五年は忘るあつて一時は改撰にて改め
 葬つて又さうに葬つてたつてあつてさうとさうと
 忘日とさ小香祀とゆへつゝあつて英永八年六月頃
 主より獲つてつゝあつて持持羊をあつてつゝ

孝行者久八

久八は益城郡矢部乃の荒谷村の貧民なり父代

理助といふ母を曰々自小世村乃九き孫といふおめめ
 妻乃妹をうしつゝ理助に嫁して久八と女子一人をう
 出り久八六七歳の頃より父を養へてゆへあつて
 妻と養育へてさうさうさうさうさうさうさうさうさ
 うは妻はせんうぬあつてさう初を娘をつとめて湯屋急
 村の八助とつゝ小再嫁せり久八と又と二人をうしつゝ
 二二年毎く父つ井にうをぬうて八助と久八とつゝ
 へるれをさうさうさうさうさうさうさうさうさうさ
 つゝ家つとつゝ貧くあつて八十二歳の時より人に仕
 へるせつゝつゝ後母あつてさう養をさうさうさうさうさ

久八年公乃暇をさしめて志をく家をやつてこの世
 の別業をなむにむけしをくこれとてその効をうけて自
 志をさすうはむしむるも立居も心乃まうあらぬよ八助も
 又病もゆへもとせんとせんとぬちく母氏出くをせりて
 ち後久八は杉人につくといふはを身此くを
 償ひ母よりつけてせりて母氏より母ふく人ま
 九去病のちたに久八の妹と名をせこそ人に在りて
 母と名をひつて九去病も家賣しく母と名を病ふれ
 してとてうくや思ひ久八にせりて母氏おひくのを
 出さくゆへも母と名をひく保六年小徳かにて

妙専寺とつてふ孝法門を居たり居多日たに母を
 背おひ出く物をとひよとを母にそく先をたあ
 を能くそくひくる母ひつてきむき世はとて
 けりて母ののしりて母におひきる久八の改をうら
 髪乃毛をぬくと首ふくつてさかてけりてるも
 けりてあちつてきつててとをこれのみり人の
 志を感する次乃自れ秋のちり領年うると徳
 て米をあらぬ又その年の言うる自工に依りて
 あらぬをふむよとて久八二十あちりもをさう
 ちとて今公やとて母乃故白小野村よゆると

ふりあはくは百姓小なりけりごと

孝行者大希右衛門

大希右衛門と云麻郡中村の御多久村乃貧民なり
父は甚だやうし母にづかふあつたれ知さう
りせうし出ふも母の首よまどつてくうめい
しゆれしをゆらいてく帰つてをれむどのふ母
乃青後とら時と門のおまゝ背おひゆれ母れ佛お
にあらうらハ其ハあふとてきくくわうしめりそハ
せと又門よりおひくせうつ種よ松葉をむらひ凡
本をどろして市にむられを價をゆく母成やうま

珍しくき味の物あれを求りゆくをくむさうぬあり
はくして薪をむへとよみかみぬく船夕乃烟もた
えまおらもあ食物乃そらけり事何とたこいふ
お孫くし乳を思ひそく母にのこくせしては事と
志しりけ次はは火袋をさしてあつめ又さこう衣をぬ
いて母に加へその身ハ甚葉乃やと胸をうつと居る
志う於ふまこれ春やけりあも母成甚ふへとよは
うまけとら背よおひく熱おじゆと終日踏乃不
とるしとぬよひ夜を白河の橋乃下も甚葉を於
ゆり身よと母をいつりゆつてくさうおつ子な

ら次秋風の着はるるに母の病もやぶるこゝろなりけ
 んゆゑ人とついでに病も癒へて少くもこれと任へる
 所をある程もあつたゆゑに小舟をこゝろとて享保八年
 乃冬願主よはえと二人の技指書をこゝろとて大舟
 右衛門と悦びて先家返つていふも母とて病を癒へ
 の食も心もまことにすむ母の多小酒をあの先は
 をくしくして好むはまうせ又よふくゝ湯をこゝろと
 舟をこゝろとて先必酒をこゝろとてあゆむこゝろ同十五
 九月秋まより母病より一々れを醫業に力をこ
 せしうをたうひとたうむ白とをこゝろとてうとぬま

八十二あり太常右衛門うたけさ大いゆあつたなり
 をいれ人じ毒しつ七日さるゆゑに墓の側よりま
 日く小香花をこゝろとて家じうりてをたう母れる
 此乃事の志はる事たうゆゑとて

孝行者助七

助七は徳本の城下新大工町乃若ふり菓子をこ
 りて世にけりこゝろあゆむ父とてをこゝろ死して
 母とれとてれり母乃志しき孝に信んとつて是
 りて母のけりもむるゆゑに助七を多小舟のけり
 いうゆゑに志たうりあつたゆゑに夜にけり

心小母のせむに於て母家にあつて菓ふとら
 るる助七の種は其價をふとらせりとの買人れ
 多くしと母乃收らんると思入をうり又和子
 出初とれとをといひゆり此童歌をうり此錢を
 あつて菓子をうりせ母はして收らんじ助七
 の妻と又姑によつて入るり母としく浴む事候
 ぬとせと助七者小湯をまうけとせくと姑は
 じまうせ浴むる時助七いぬと物け妻と行ふよ
 くとをれをりち片手に抱り飯をりちて例はあり
 ちれ母れ膝うぬれをせとつとれをる事ありん

時乃を先とせばとら若北日南久の湯と菓湯あり
 とせけと道なきとせと行りもあつと母のつら
 とせくとやとれ事とら合膏とら飯出をらふハ
 時日の夕よはあつとゆらんと母夫婦もく駕籠
 を乗しつとらとつとあつとつと後明ぬをゆくと
 せるとのよにゆりつと行りあつと母は日よつと
 いはれとつとつとと入つとつと昔母との入りた
 て徳ふとら日南久とつとたのわと十二三里もあ
 らんを男とともあつと女乃あつとあつとつと結
 とえらじと志のふと已解てんとあつと母その妻はわん

又此母の老を病むくつてはぬきとて老よと稱す
 疾乃ちよ和らうけらるる業をこしんとおとす蒲團を
 巾を縁支ぬともい側をよとれとてつてつてつて
 つとけり享保九年九月頃まゝりて寝養して年六
 と小童とありふるをこし子を傳へし我れ家貧く
 して母は養はるるを病むくつてはぬきとておとす
 巾ををけらりてはありて孝行をよとつてつてつて
 寝養をよとるをいれとておとすにいつてつてつて
 ようにいつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて

を賀されしをいとぬきとて思入の心とておとす
 おまわりつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
 とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて

孝行者法也

法金と名那小田乃の横濱村の百姓孫七の妻あり
 孫七は病むくつてつてつてつてつてつてつてつて
 て老を病むをよとるを法金を肌を切ると人れ家も
 あり小童とありふるをこし子を傳へし我れ家貧く
 して母は養はるるを病むくつてはぬきとておとす
 巾ををけらりてはありて孝行をよとつてつてつて

人の親戚言ふ如くみぶ人ともあはれをせしむるは
 母はとれ孝心をとう感くも教出つてそれ由必若く
 教ある事亦かくれしとて母乃ち母の如く時人字平を
 つく縁腰をうめと申すは母の如く時人字平を
 つくは母の如く時人字平を
 尋ねつる教をとう感くも教出つてそれ由必若く
 教ある事亦かくれしとて母乃ち母の如く時人字平を
 つく縁腰をうめと申すは母の如く時人字平を
 つくは母の如く時人字平を

おそれといふは母の如く時人字平を
 尋ねつる教をとう感くも教出つてそれ由必若く
 教ある事亦かくれしとて母乃ち母の如く時人字平を
 つく縁腰をうめと申すは母の如く時人字平を
 つくは母の如く時人字平を

やとく姑を甚く切を悔をわらうたてし毎のあは
娘とらるるより一延享二年四月姑をうとむるに
は久く奉れ領をよす方えに姑よあましく着と
年乃六月より又甥よとらうとて

孝義録卷之四十八

